JAS 0025

日本農林規格 JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品

Processed foods suitable for vegetarians or vegans

2022年 9月 6日 制定

農林水産省

目 次

	~~	ージ
1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品に関する基準	1
4.1	一般	1
4.2	卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品食品	1
4.3	卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品	2
4.4	乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品	2
4.5	ヴィーガンに適した加工食品	2
5	ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程管理に関する基準	3
5.1	一般	3
5.2	1 次原料の受入れ及び保管	3
5.3	製造	3
6	表示	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項に基づき、認定NPO法人日本ベジタリアン協会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。 農林水産大臣及び日本農林規格調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認に ついて,責任はもたない。

JAS 0025 : 2022

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品

Processed foods suitable for vegetarians or vegans

1 適用範囲

この規格は、ベジタリアン(卵及び乳製品を摂食するベジタリアン、卵を摂食するベジタリアン並びに乳製品を摂食するベジタリアンを含む。以下同じ。)又はヴィーガンに適した加工食品について規定する。なお、この規格は、人の健康、地球環境保全、社会経済的配慮(フェアトレード、アニマルウェルフェア等)及び宗教的信条に基づいた要求事項を規定しているものではないが、これらに関係する加工食品を適用範囲外とするものではない。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

製造業者等

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の製造又は加工 (調整及び選別を含む。) を業とする者及びその業務を委託された者

3.2

1 次原料

製造業者等が直接使用する原材料及び添加物

3.3

2 次原料

1次原料を製造する事業者が直接使用する原材料及び添加物

4 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品に関する基準

4.1 一般

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品は、4.2~4.5のいずれかの基準を満たさなければならない。

4.2 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品

卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) 次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料における加工助剤については、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンに限る。)を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあっては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。
 - 1) 動物の卵又はその加工食品
 - 2) 動物の乳又はその加工食品
 - 3) 蜂蜜又は蜜蜂製品(蜜ろう,プロポリス等)
 - 4) ラノリンを含む羊毛脂
 - 5) 1)~4)の成分又はその派生物
- b) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されていてはならない。

4.3 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品

卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) 次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料における加工助剤については、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンに限る。)を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあっては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。
 - 1) 動物の卵又はその加工食品
 - 2) 蜂蜜又は蜜蜂製品 (蜜ろう, プロポリス等)
 - 3) ラノリンを含む羊毛脂
 - 4) 1)~3)の成分又はその派生物
- b) 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されていて はならない。

4.4 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品

乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) 次のものを除く動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料における加工助剤については、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンに限る。)を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあっては、次のものを除く当該原材料及び添加物を用いてはならない。
 - 1) 動物の乳又はその加工食品
 - 2) 蜂蜜又は蜜蜂製品(蜜ろう,プロポリス等)
 - 3) ラノリンを含む羊毛脂
 - 4) 1)~3)の成分又はその派生物
- b) 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されていてはならない。

4.5 ヴィーガンに適した加工食品

ヴィーガンに適した加工食品の基準は、次による。

- a) 動物由来の1次原料及び2次原料(2次原料における加工助剤については、動物の骨炭及び甲殻類から得られる キトサンに限る。)を用いてはならない。ただし、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階における原材 料及び添加物について、動物由来であることが当該原材料及び添加物の名称等から容易に判断される場合にあっ ては、当該原材料及び添加物を用いてはならない。
- b) ヴィーガンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されていてはならない。

5 ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程管理に関する基準

5.1 一般

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の生産行程管理は、次の基準を満たさなければならない。

5.2 1次原料の受入れ及び保管

5.2.1 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の1次原料の受入れ及び保管

調達した1次原料の受入れ時に, **4.2a**)を満たしていることの根拠を入手し, **4.2a**)を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.2 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の1次原料の受入れ及び保管

調達した1次原料の受入れ時に, **4.3 a**)を満たしていることの根拠を入手し, **4.3 a**)を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.3 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の1次原料の受入れ及び保管

調達した1次原料の受入れ時に, **4.4a**)を満たしていることの根拠を入手し, **4.4a**)を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.2.4 ヴィーガンに適した加工食品の1次原料の受入れ及び保管

調達した1次原料の受入れ時に, **4.5a**)を満たしていることの根拠を入手し, **4.5a**)を満たしていない原材料及び添加物と混合しないよう区分して管理されなければならない。

5.3 製造

5.3.1 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- **b)** 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されていてはならない。
- c) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造 開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.2 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 卵を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- **b)** 卵を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されていてはならない。

c) 卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、卵を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、卵を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.3 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造

乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) 乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置 が講じられていなければならない。
- b) 乳製品を摂食するベジタリアンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されていてはならない。
- c) 乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造ラインが、乳製品を摂食するベジタリアンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

5.3.4 ヴィーガンに適した加工食品の製造

ヴィーガンに適した加工食品の製造の基準は、次による。

- a) ヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならない。
- b) ヴィーガンに適さない原材料又はこれを使用した加工食品を揚げた油が使用されていてはならない。
- c) ヴィーガンに適した加工食品の製造ラインが、ヴィーガンに適さない加工食品の製造と共用である場合は、ヴィーガンに適した加工食品の製造開始前に十分な洗浄が行われていなければならない。これは、関連する機械、機器、用具及び原材料が接触するあらゆる表面にも適用される。

6 表示

表示の基準は、次による。

- a) 加工食品の容器包装に"卵・乳製品摂食ベジタリアン", "卵摂食ベジタリアン", "乳製品摂食ベジタリアン", これらの3タイプをまとめた"ベジタリアン"若しくは"ヴィーガン"又はこれらに類似する意味の用語を表示する場合は、筒条4及び筒条5の該当する要求事項を満たさなければならない。
- b) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアン、卵を摂食するベジタリアン、乳製品を摂食するベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入の可能性がある場合であっても、適切な予防処置が講じられた場合には、加工食品に"卵・乳製品摂食ベジタリアン"、"卵摂食ベジタリアン"、"乳製品摂食ベジタリアン"、これらの3タイプをまとめた"ベジタリアン"若しくは"ヴィーガン"又はこれらに類似する意味の用語を表示してよい。
- c) 卵及び乳製品を摂食するベジタリアン、卵を摂食するベジタリアン、乳製品を摂食するベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料及び添加物の意図せざる混入の可能性に基づくアレルゲンの注意喚起を表示する場合であっても、加工食品に"卵・乳製品摂食ベジタリアン"、"卵摂食ベジタリアン"、"乳製品摂食ベジタリアン"、これらの3タイプをまとめた"ベジタリアン"若しくは"ヴィーガン"又はこれらに類似する意味の用語を表示してよい。
- d) "卵・乳製品摂食ベジタリアン", "卵摂食ベジタリアン", "乳製品摂食ベジタリアン", これらの3タイプをまとめた"ベジタリアン"若しくは"ヴィーガン"又はこれらに類似する意味の用語を表示する場合は,動物由来の類似の加工食品との区別を容易にするため,加工食品の商品名と同じ視野に入るように表示しなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月6日農林水産省告示第1390号

制定文、改正文、附則等(抄)

令和4年9月6日農林水産省告示第1390号 令和4年10月6日から施行する。